

規制改革ホットライン処理方針
 (令和5年12月14日から令和6年3月15日までの回答)

公共ワーキング・グループ関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
No.33 個人住民税の特別徴収税額通知書へのマイナンバー記載徹底	現行制度下で対応可能	△	1
No.24 死亡・相続に係る手続のデジタル完結	① 検討に着手 ② その他 ③ 1パラ 検討に着手 2パラ 現行制度下で対応可能 3パラ その他 ④ その他	◎	2
就労証明書フォーマットの標準化やオンライン申請の推進	対応	◎	3
No.2 地方公共団体の会計事務における民間委託の円滑化	その他	△	4
No.31 社会保険・雇用保険手続のデジタル完結	<年金について> 検討を予定 <職業訓練受講 給付金について> 対応不可	△	5
No.36 地方公共団体のデジタルインボイス対応の推進	対応	△	6
相続手続きのデジタル化	(1ポツ目前段) 現行制度下で対 応可能 (1ポツ目後段) 検討を予定 (2ポツ目) 検討を予定 (4ポツ目) その他	◎	7
公的個人認証サービスによる死亡の事実・死亡日情報のデータ連携の実現	その他	◎	8
水道給排水工事申請書類の様式を統一してほしい	検討を予定	△	9
商業登記でも死亡者情報を取得し、代表者死亡を職権登記する。取締役会設置会社は5年で解散に〔一／三〕	対応不可	◎	10

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

提案内容に関する所管省庁の回答

公共班関連

番号:1

受付日	所管省庁への検討要請日	令和5年11月17日	回答取りまとめ日	令和6年1月19日
-----	-------------	------------	----------	-----------

提案事項	No.33 個人住民税の特別徴収税額通知書へのマイナンバー記載徹底
具体的内容	地方公共団体に対して、同通知へのマイナンバーの記載を徹底すべきである。
提案理由	<p>地方税ポータルシステムeLTAXにおける個人住民税の特別徴収税額通知について、所定のフォーマット「処分通知等(税額通知)CSVレイアウト仕様書(総務省通知形式)」には個人番号の記載欄が存在している。</p> <p>一方で、実際に地方公共団体から企業が受領する通知には、マイナンバーが記載されていないことがある。その際、マイナンバーだけではなく受給者番号によって照合することも可能だが、対象者の異動等が生じた場合、地方公共団体から企業が受領する通知において受給者番号も空欄となっていることがある。また、対象者の異動が生じた場合は、「給与所得者異動届出書」によって企業から地方公共団体へ通知するが、同届出書に受給者番号の欄は存在しない。</p> <p>(要望実現により)企業における事務処理が大幅に効率化するほか、政府が活用を進めるマイナンバーのさらなる利便性向上につながる。</p>
提案主体	一般社団法人日本経済団体連合会

	所管省庁	総務省
制度の現状	<p>特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の省令様式(第3号様式)については、各給与所得者のマイナンバーの記載欄が設けられているところですが、平成30年度分以後の個人住民税に係る通知において、当分の間、書面による通知の場合はマイナンバーを記載しないこととし、電子情報処理組織(eLTAX)を使用する方法(又は光ディスク等に記録する方法(令和5年度分まで))により提供する場合はマイナンバーを記載することとされています。</p> <p>また、給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書の省令様式(第18号様式)については、受給者番号の記載欄が設けられているところです。</p>	
該当法令等	地方税法第321条の4第1項、第7項、地方税法施行規則第2条第1項、第2項、施行規則第10条第1項、施行規則第3号様式、第18号様式	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	<p>特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)へのマイナンバーの記載については、現行制度下においても、eLTAXを使用する方法により提供する場合には、各給与所得者のマイナンバーを記載することとされているところです。</p> <p>御指摘いただいた、一部地方団体において、eLTAXを使用する場合の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)に各給与所得者のマイナンバーが記載されていない点については、各地方団体の実務の実態をよく把握した上で、各地方団体へ周知を行いたいと考えています。</p>	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

公共班関連

番号:2

受付日	所管省庁への検討要請日	令和5年12月15日	回答取りまとめ日	令和6年1月19日
-----	-------------	------------	----------	-----------

提案事項	No.24 死亡・相続に係る手続のデジタル完結
具体的内容	死亡・相続に係る手続のエンドツーエンドでのデジタル完結及びワンスオンリーを実現すべきである。具体的には、以下4点を求める。
提案理由	<p>デジタル庁では、行政手続だけではなく民間手続を含めて死亡・相続ワンストップサービスを推進することとしている。しかし、起点となる死亡届及び死亡診断書(死体検案書)は法制度上、電子化を阻害する規制はなく、行政手続等の棚卸結果等の調査結果でもオンライン化実施済と公表されているにもかかわらず、いまだオンライン手続の採用自治体はなく、紙での提出となっている。</p> <p>土地・不動産の相続登記・登録免許税納付・名義変更、相続税申告、未支給年金申請、銀行・証券口座、クレジットカード、電話通信契約・サブスクリプションサービス等の利用停止・解約・名義変更等、行政・民間の様々な手続においても、同じ書類(死亡届、出生から死亡までのすべての戸籍謄本、遺言書情報証明書、法定相続一覧図の写し、相続人の住民票、印鑑証明書等)を再三提出する必要がある。さらに、手続によって必要な書類が異なり、自身で調べて都度書類をそろえなければならないことが、相続人・遺族の大きな負担となっている。</p> <p>また、公的個人認証サービスを利用する民間事業者は、顧客の死亡により署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書が失効状態となった場合、失効理由を地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に確認することができるが、回答は「死亡又は海外転出」に留まり、確定的に死亡の事実を把握することができない。</p> <p>(要望実現により)相続人・遺族の書類の収集・提出の負担を軽減できるだけでなく、必要書類の不備等、手続自体に不慣れであることに起因する手続不能の事態を回避できるようになり、相続人・遺族、地方公共団体・法務局等の行政機関、銀行・保険会社等の事業者の三者において利便性が向上する。</p> <p>民間手続においても、事業者が顧客の死亡情報を確定的に把握できることで、保険金請求手続やサービス利用料徴収の適時停止等、遺族に対する案内を円滑に進めることが可能となる。故人が契約していた各種サービス等の情報を把握していない場合においても、遺族が自身で契約先の特定等を行う必要がなくなり、負担軽減につながる。</p>
提案主体	一般社団法人日本経済団体連合会

所管省庁	①デジタル庁法務省②デジタル庁総務省③デジタル庁1パラ3パラ法務省2パラ④デジタル庁総務省
制度の現状	<p>① 死亡届を電子的に提出することは可能です(戸籍法施行規則第79条の2第2項)が、提案理由のとおり、電子的な死亡届を受理できる市区町村は現時点では存在しません。 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」には、「死亡に関する手続(死亡届及び死亡診断書(死体検案書)の提出)のオンライン化に向けて、デジタル庁において、厚生労働省及び法務省とともに課題の整理を行う。」と記載されており、これに基づいて検討をしているところです。</p> <p>② 現在、電子証明書の失効理由の一つである「affiliationChanged」には、死亡や海外転出、職権消除が含まれています。</p> <p>③1パラ 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」には、「法定相続人の特定に係る遺族等の負担軽減策について、これまでの検討を基に、法務省とともに社会実装に向けた論点整理を行い、その実現を支援する。戸籍情報連携システムを活用した法定相続人の特定に関する支援等を検討する。」と記載されており、これに基づいて検討をしているところです。</p> <p>2パラ 改製原戸籍を含む除籍簿につづられた除籍については、イメージデータ化を実施し、当該データを原本として取り扱うことが現行制度下において認められており、各市区町村の判断により順次イメージデータ化が進められています。</p> <p>3パラ 行政機関等間における情報提供ネットワークによるマイナンバー連携については、不正な情報提供の防止等の観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)別表第二において、情報提供のパターンごとに、情報提供の求めができる機関(情報照会者)、情報提供の求めに応じて情報を提供することができる機関(情報提供者)、利用事務及び提供される特定個人情報に限定列挙されています。</p> <p>④ 番号利用法第2条10項において、マイナンバーを利用可能な者は「行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者」とされており、マイナンバーの利用範囲は同法第9条各号において、個人番号を利用することができる者及び利用することができる事務の種類を明らかにするとともに、当該事務処理に必要な限度においてのみ個人番号を利用することができることとするものです。</p>

該当法令等	<p>① 戸籍法施行規則第79条の2第2項</p> <p>② なし</p> <p>③ 1パラ なし</p> <p>2パラ 平成8年9月24日付け民二第1700号民事局長通達</p> <p>3パラ 番号利用法第19条8号(別表第二)</p> <p>④ 番号利用法第2条10項・第9条</p>
対応の分類	①検討に着手②その他③1パラ検討に着手2パラ現行制度下で対応可能3パラその他④その他
対応の概要	<p>① 「制度の現状」欄に記載のとおり、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、死亡届・死亡診断書提出のオンライン化に向けて検討してまいります。</p> <p>② 電子証明書の失効理由「affiliationChanged」に「死亡」の細分を設けることについては、国際標準と異なることとなり、個人情報保護の観点の検討も求められることから、難しいと考えられる一方で、「affiliationChanged」に含まれる「海外転出」が、令和6年5月以降、失効理由でなくなることにより、「affiliationChanged」における大宗は自然と「死亡」となることから、このことを署名等検証者に周知し、事業の効率化に活用いただきたいと考えています。</p> <p>③ 1パラ 「制度の現状」欄に記載のとおり、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、法定相続人の特定に係る遺族等の負担軽減策等について検討してまいります。 ご提案の内容については、検討に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>2パラ 制度の現状欄に記載のとおりです。</p> <p>3パラ マイナンバー連携による各事務手続に係る書類の提出の有無や省略の可否等については、「制度の現状」にあるように、まず番号利用法別表第二において、情報連携を行う機関、事務及び提供を受ける情報を規定する必要があるが、各事務等を規定の対象に含めるかは当該事務を所管する制度所管省庁においてまず検討されるものであるため、その状況を踏まえ、必要に応じて対応を検討してまいります。</p> <p>④ マイナンバーの利用範囲については、幅広く利用できるようにすることが国民の利便性向上に資するとの御意見がある一方、プライバシー保護等の面から幅広く利用することを懸念する御意見もあるところ、将来的な個人番号の民間での利用については、個人情報保護への懸念も踏まえ、国民の理解を得つつ、適切に対応してまいります。</p>

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

公共班関連

番号:3

受付日	所管省庁への検討要請日	令和5年12月15日	回答取りまとめ日	令和6年1月19日
-----	-------------	------------	----------	-----------

提案事項	就労証明書フォーマットの標準化やオンライン申請の推進
具体的内容	自治体への保育所等の利用申請手続きの際、添付書類として求められている就労証明書の様式やオンライン申請の可否については、各自治体によって対応が異なっており、企業や就労者の負担が大きな課題となっている。そのような課題を解消するため、各自治体において「標準的な様式の統一化」や「雇用主によるオンライン申請等の整備」がもれなく果たされるよう手当てをお願いしたい。具体的には、法令上の措置に加え、それにもとづく自治体業務の実施を後押し・支援するような、自治体等に対する更なる各種施策の検討や情宣をお願いしたい。また、企業等がいち早く対応できるよう、自治体の対応方針等が前広に開示されるよう後押しをお願いしたい。
提案理由	一企業の例で言えば、各証明書の発行は年間4000枚程度あり、紙の発行には1枚あたり1時間要することもある。この点、企業では自主努力により社内手続をデジタル化するなどの効率化を進めているが、標準様式を活用していない自治体は38.2%にもものぼるという調査研究(日本総研)もあり、実際に在住社員が多い市区町村を含む自治体に標準様式の受取りを拒否されることによって、再度紙に転記せざるを得ないといった二重の労力が発生するケースも多い。 こうした課題に対し、全ての市区町村において、就労証明書の標準化が実現し、かつオンライン申請の環境が整備されれば、企業の労働力効率化(出社・紙収集・転記等の削減)や、就労者の手続効率化(手書・訪問・郵送等の削減)が図られるとともに、紙・郵送等の減少によりCO2削減等の環境面の効果も期待できる。加えて、制度が定着すれば、自治体職員の労働力効率化にも効果があると考え。 一方、政府では、令和6年4月入所に間に合うよう、「就労証明書は国が定める様式を原則使用」「原則オンライン化の実現」といった法令上の措置を進められているものと承知している。もっとも、自治事務については地方自治の観点から地域特性に応じた対応が求められるため、上記法令や制度はあくまで「原則」とされているものと認識している。この点、上記の課題解消やそれによる効果を見出すため、自治体がそうした制度改革に障害なく取り組めるよう、法令上の措置に加え、自治体等に対する更なる各種施策・支援の検討や情宣をお願いしたい。また、企業等がいち早く対応できるよう、自治体の対応方針等が前広に開示されるよう後押しをお願いしたい。
提案主体	一般社団法人日本損害保険協会

	所管省庁	こども家庭庁
制度の現状	子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第2条第2項等において、就労事由によって保育の必要性の認定を受ける場合に、就労していることを証明するために提出する書類(就労証明書)については、原則として様式第一号(就労証明書の標準的な様式)によることと定められています。 また、就労証明書の提出方法については、現行法令上特定の方法が定められているわけではなく、各自治体の裁量に委ねられているところです。	
該当法令等	子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第2条第2項、第11条第2項、第28条の3第2項、第28条の8第2項、「令和6年度入所分の就労証明書提出について」(令和5年9月1日付事務連絡)	
対応の分類	対応	
対応の概要	上記の様式第一号(就労証明書の標準的な様式)の原則使用を定めるため、「子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令」(令和5年内閣府令第76号)において法令上の措置を行ったところです。 また、マイナポータルを通じた企業等事業者による就労証明書の直接提出などのオンライン化については、令和6年度入所分に係る提出については対応を見送ることといたしましたが、今後、申請者及び企業等事業者並びに市町村において、より負担軽減となる提出方式が実現できるよう引き続き検討していくこととしています。 また、各自治体の対応方針等の開示については、各自治体に対して様式第一号による書類の提出を求めているか否か等の調査を行っており、その結果の公表についても検討いたします。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

公共班関連

番号: 4

受付日	所管省庁への検討要請日	令和5年11月17日	回答取りまとめ日	令和6年2月16日
-----	-------------	------------	----------	-----------

提案事項	No.2 地方公共団体の会計事務における民間委託の円滑化
具体的内容	委託先の適切な選定が行われること、監査委員の毎月例日の検査(地方自治法第235条の2)等によって適切に支出負担行為の管理が行われることを前提に、②審査、③審査結果の取りまとめも含めた民間委託が可能である旨を、技術的助言等によって明確にすべきである。
提案理由	<p>地方公共団体における事務負担の軽減は喫緊の課題である。なかでも支出事務は、毎年、中核市規模で約10万件、政令指定都市規模で約50万件発生していると推測され、関連する執行課・会計課において多数の起票事務や審査事務業務等が生じている。支出に際しては、地方公共団体の会計管理者による「支出負担行為」の確認が必須となっており、専任職員が30名に上る政令指定都市も存在する。これらを効率化できれば、地方公共団体の事務処理の迅速化と負担軽減に大きく貢献する。</p> <p>「支出負担行為」の補助的な業務については、現行制度下でも民間委託が可能となっており、スタートアップも参入している。しかし、この補助的な業務の定義が不明瞭であるために、民間委託できる範囲を地方公共団体が最小限に止める傾向にある。実例によれば、執行課から送付された支出内容について生じる一連のプロセス(①事前仕分、②審査(一次～平均3回程度)、③審査結果の取りまとめ、④結果確認・承認)のうち、①のみしか受託できていない。</p> <p>(要望実現により)地方公共団体サービスを維持したまま組織のスリム化と業務効率性向上が図られる。総務省は、2022年度規制改革・行政改革ホットライン回答において「各地方公共団体の実務に即して判断されるべきもの」として対応しない方針を示している。しかし、全国の自治体における請求書の審査件数は年間計7,300万件超と推測され、仮に職員人件費の時給を2,518円、請求書1枚あたりの処理時間を4.5分と置くと、年間の業務コストは82億円に上る(人件費は総務省「令和3年4月1日地方公務員給与実態調査」、請求書枚数・処理時間は実例を基に試算。いずれも一部事例を基にした試算値であり、全国調査等は行っていないことに注意)。こうした状況も踏まえ、地方公共団体における事務負担の軽減に向けて、改めて対応を求める。</p> <p>なお、様々な地方行政のデジタル化促進によって「支出負担行為」の負担軽減も進むことが期待されるが、案件数を踏まえれば、アウトソーシングの活用は引き続き有効である。</p>
提案主体	一般社団法人日本経済団体連合会

	所管省庁	総務省
制度の現状	地方自治法(昭和22年法律第67号)第170条第2項第6号の規定により、会計管理者は支出負担行為に関する確認を行うこととされています。	
該当法令等	地方自治法第170条第2項第6号、第232条の4第2項	
対応の分類	その他	
対応の概要	<p>支出負担行為に関する確認に関する事務は地方自治法第170条第2項第6号の規定により、会計管理者の担任する事務とされており、これは、地方公共団体における出納機関による予算執行機関に対する牽制機能の確保のためであるところ、これを地方公共団体に属しない者に委任することはできないものです。</p> <p>同号の確認に関する事務以外の支出負担行為に関する事務のうち、委託できる事務については、各地方公共団体において、会計管理者の適切な職務の遂行が確保される範囲で、実務に即して判断されるべきものと考えます。</p>	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

公共班関連

番号:5

受付日	所管省庁への検討要請日	令和5年11月17日	回答取りまとめ日	令和6年2月16日
-----	-------------	------------	----------	-----------

提案事項	No.31 社会保険・雇用保険手続のデジタル完結
具体的内容	<p>2025年度までに書面提出等のアナログ手続を一掃するという政府の方針に従い、紙での申請・提出を廃止し、申請から給付までのデジタル完結を実現すべきである。マイナポータルへの公金受取口座登録によって提出自体を省略可能であるケースは日々増加している。未登録の場合も、コピーによる紙面提出ではなくスキャンデータのオンラインでの提出を可能とすることで、デジタル完結を実現すべきである。</p> <p>また、通帳の写しの提出は、職業訓練受講給付金の支給要件確認のように資産確認を目的とする場合もあるが、政府は2019年11月に「金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性ととりまとめ」を策定・公表し、預貯金等照会・回答業務をデジタル化していく方針を示している。したがって、現在において通帳の写しの提出はそもそも不要であり、利用者の利便性を最優先に考えて必要書類から削除すべきである。</p> <p>ほかにも、通帳の写しの提出や紙による申請が残存している手続はないか、規制を所管する各府省が責任を持って洗い出しを行い、一律でアナログ手続を廃止すべきである。</p>
提案理由	<p>高齢基礎年金・障害基礎年金・寡婦年金・死亡一時金等の公的年金の給付申請、未支給年金・保険給付申請、雇用保険の職業訓練受講給付金申請等の手続において、紙による申請及び通帳の写しの提出が求められている。デジタル庁が実施している「行政手続等の棚卸結果等」令和3年度調査においてオンライン化実施済と回答している関連手続(支給繰上げ請求、支給停止事由該当の届出)においても、紙媒体による添付書類等の提出が必要であり、デジタル完結には至っていない。</p> <p>このように、社会保険・雇用保険手続において紙による申請及び添付書類の紙での提出が残存している。通帳の写しの紙面提出では、コピーミスにより必要箇所が含まれていないとの理由から申請未受理となることもあり、申請者・請求者及び処理する行政機関窓口の双方に負担が生じている。</p>
提案主体	一般社団法人日本経済団体連合会

	所管省庁	厚生労働省デジタル庁
制度の現状		<p><年金について> 法令上、預金口座の口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類を提出することと規定されています。 そのため、預金通帳、キャッシュカードの写し又は金融機関が発行する書類のコピー等の提出を求めています。なお、公金受取口座を受取口座として指定する場合には、預金通帳等の写しを不要としています。</p> <p><職業訓練受講給付金について> 職業訓練受講給付金の支給申請においては、ハローワークに出頭し、職業訓練受講給付金支給申請書等を提出することとしています。</p>
該当法令等		<p><年金について> 国民年金法施行規則第16条第2項第12号、第25条第2項第3項、第31条第2項第13号、第39条第3項第14号、第60条の2第2項第6号、第61条第2項第5項、第63条第2項第4号、第63条の3第2項第9号 等<職業訓練受講給付金について> 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第十七条</p>
対応の分類		<年金について>検討を予定<職業訓練受講給付金について>対応不可
対応の概要		<p><年金について> 制度の現状欄に記載のとおり、公金受取口座を受取口座として指定する場合には、預金通帳等の写しを不要としています。 通帳の写し等をスキャンデータでオンライン提出することや添付不要とすることについては、スキャンデータの真正性をどのように担保するのか、記載内容をどのように確認するのか等の課題がありますが、政府全体の方針を踏まえつつ、マイナンバー情報連携の活用などにより、各手続きのデジタル完結の実現に向けて、検討を進めています。</p> <p><職業訓練受講給付金について> 求職者支援制度の対象者である「特定求職者」については、就職支援を特に丁寧に実施する必要がある求職者であり、指定した日にハローワークへの出頭を求め、きめ細やかな就職支援を行う必要があるため対面で行っているところです。また、職業訓練受講給付金についても、当該出頭による就職支援とあわせて、訓練期間中の生活支援が必要かどうかの状況について聴取しながら支給申請を受理するため、対面及び書面による手続きを行う必要があり、支給申請をオンライン化することは適当ではないと考えております。</p>

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

公共班関連

番号: 6

受付日	所管省庁への検討要請日	令和5年12月15日	回答取りまとめ日	令和6年2月16日
-----	-------------	------------	----------	-----------

提案事項	No.36 地方公共団体のデジタルインボイス対応の推進
具体的内容	日本においても公共領域での対応の遅れが、国全体のデジタルインボイス普及・定着のボトルネックにならないよう、中小・小規模事業者などデジタルに対応できない事業者にも十分配慮したうえで、率先して官公庁、とりわけ地方公共団体が、事業者の要望に応じて発行・受取の両面においてデジタルインボイスに対応するよう国として通知・通達を発出すべきである。
提案理由	<p>2023年10月のインボイス制度開始以降、消費税の仕入税額控除を受けるためには、適用税率や消費税額の記載など、一定の要件を満たした適格請求書(インボイス)の発行・保存が必要になる。デジタル庁においては、事業者のバックオフィス業務のデジタル完結による効率化を実現するために、デジタルインボイスの国内の標準仕様を整備し普及・定着に向けた取組が行われている。これらを受け、企業向け統合基幹業務システムであるERP(Enterprise Resource Planning: 企業資源計画)や会計パッケージ事業者、国においても政府電子調達システム(GEPS: ジープス)等で、デジタルインボイスの標準仕様に対応するための準備が進められている。なお、ここで言うデジタルインボイスとは、電磁的に記録された消費税の適格請求書全般を指す電子インボイスの中でも、標準化・構造化され、システム等による自動的な処理を可能にするものを指す。</p> <p>一方、地方公共団体については、インボイスの交付には対応するものの、多くは紙での交付等の対応に留まる見込みである。</p> <p>欧州では2019年から行政機関が請求書を標準形式で電子的に受け取り処理することが義務付けられているなど、公共領域がDXの観点だけでなくGXの観点からも電子インボイスの普及をリードし、手作業による請求書の処理に係るコスト削減等につなげている。</p> <p>デジタルインボイスを普及させることでDXの推進に寄与し、インボイスの発行者・受領者双方の書面の発行・処理のコスト削減を行うことができるとともに、GXの観点からも紙の使用量や郵送に伴う炭素排出量等を削減することができる。</p> <p>(要望実現により)デジタルインボイスの普及に資することとなり、ひいては日本全体のDX、GX双方を促進することとなる。</p>
提案主体	一般社団法人日本経済団体連合会

	所管省庁	総務省デジタル庁
制度の現状	<p>デジタル庁は、政府機関・地方自治体、民間事業者のバックオフィス業務のデジタル化を進めるため、Peppol e-invoice*(デジタルインボイス)の普及・定着に向けた取組を行っています。現在、民間のサービスプロバイダーによりPeppol e-invoice対応サービス・プロダクトが広く展開され、民間事業者等の間で利活用が進むとともに、政府調達においても、令和5年10月より、電子調達システム(GEPS)等によるPeppol e-invoiceの受領が可能となっています。</p> <p>*Peppol e-invoiceとは、電子インボイス(e-invoice)の国際標準仕様であるPeppolに対応した請求データ。日本におけるPeppol e-invoiceの標準仕様は、日本のPeppol Authority(管理局)であるデジタル庁が開発・公表している。</p>	
該当法令等	なし	
対応の分類	対応	
対応の概要	<p>総務省から地方公共団体に対して発出する事務連絡「令和6年度税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」及び「令和6年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について」において、デジタルインボイスについての政府の取組等の状況(制度の現状欄のとおり。)を周知し、地方公共団体における積極的なデジタルインボイスの導入を働きかける。</p>	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

公共班関連

番号:7

受付日	所管省庁への検討要請日	令和5年12月15日	回答取りまとめ日	令和6年2月16日
-----	-------------	------------	----------	-----------

提案事項	相続手続きのデジタル化
具体的内容	<p>□広域交付におけるオンライン申請及び戸籍謄本等の電子交付を実現していただきたい。加えて、電子化の対象範囲を可能な限り拡大していただきたい。</p> <p>□法務省の新システムにおける電子的な相続関係一覧図の作成に加え、戸籍謄本等に代わる証明書として交付する仕組みを検討していただきたい。</p> <p>□なお、上記については法制審議会戸籍法部会第8回（平成30年7月27日開催）でも議論されている。</p> <p>□戸籍謄本等の電子交付が実現した際には、法定相続情報証明制度のオンライン申請および電子認証付きの法定相続情報一覧図の交付を実現していただきたい。</p>
提案理由	<p><戸籍謄本等(除籍・改製原戸籍を含む)の収集にかかる負担軽減></p> <p>□相続人は、自らが法定相続人であることを証明するため、行政・金融機関等の依頼に基づき、被相続人の死亡から遡って出生に至るまでの戸籍謄本等を提出している。</p> <p>□現在、戸籍謄本等は本籍地ごとに交付を申請する必要があり、それぞれの市区町村ごとに出頭または郵送で手続きしている。</p> <p>□行政では戸籍謄本等をより負担感なく収集できるよう、令和6年3月より、本籍地以外の市区町村で取得が可能(以下、「広域交付」という)となる見込みであるが、電子化されていない戸籍謄本等※は対象外となっており、この場合、市区町村に出頭または郵送での交付申請が必要である。</p> <p>※電子化されていない戸籍謄本等(戸籍法施行規則第69条各号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子情報処理組織による取り扱いに適合しない戸籍 ・除籍簿につづられた除かれた戸籍 <p><法定相続人の特定にかかる負担軽減></p> <p>□行政・金融機関では、相続人から提出された戸籍謄本等一式をもとにそれぞれで法定相続人を特定しており、事務の重複が生じていた。</p> <p>□また、相続人も戸籍謄本等をそれぞれに提出する必要があり、負担がかかっていた。</p> <p>□上記の問題を解消する観点で、平成29年5月に全国の登記所にて「法定相続情報証明制度」が開始され、各種相続手続きの際には認証済みの法定相続情報一覧図を提出することで、戸籍謄本等の提出を省略することができるようになった。相続人は、戸籍謄本等と法定相続情報一覧図を準備のうえ登記所に出頭または郵送にて申し出ること、認証済みの法定相続情報一覧図の交付を受けることができるが、戸籍謄本等を原本で提出するため、登記所への出頭または郵送での申出が必要であり、相続人にとって負担がかかっている。</p> <p><規制改革の効果></p> <p>□以上の見直しにより、相続人における相続手続きに要する時間の短縮や複数の戸籍謄本等の収集に要するコストの削減、金融機関・行政機関における相続手続きの迅速化・効率化が見込まれる。</p>
提案主体	一般社団法人 信託協会

	所管省庁	法務省
制度の現状	(1ポツ目前段) 各本籍地に対する戸籍証明書のオンライン申請は、現行制度下でも市区町村の判断により開始することが可能であり、行政手続において利用できる戸籍電子証明書については、令和6年3月から発行が可能となる予定です。	(1ポツ目前段) 改製不適合戸籍のうち記載された文字を原因とするものについては、当該戸籍の在籍者からの誤字の解消を欲しない旨の申出を受けて電子情報処理組織による取扱いを行っていないものであり、現在の在籍者が誤字の解消を行うにより電子情報処理組織による取扱いを行うことができます。
該当法令等	(1ポツ目前段) オンライン申請について、戸籍法施行規則第79条の2第1項 戸籍電子証明書について、戸籍法第120条の3第1項	(1ポツ目前段) 戸籍法第118条第1項、戸籍法施行規則第69条及び平成6年11月16日付け法務省民二第7000号民事局長通達第1の2(4)
対応の分類	(1ポツ目前段) 現行制度下で対応可能 (1ポツ目後段) 検討を予定 (2ポツ目) 検討を予定 (4ポツ目) その他	(1ポツ目前段) 制度の現状欄に記載のとおりです。
対応の概要	(1ポツ目後段) 電子情報処理組織による取扱いに適合しない戸籍について、引き続き市区町村等と連携しながら該当する国民に対して電子化によって享受できるメリットを丁寧に説明することで、改製不適合戸籍そのものの解消を促す予定です。	(2ポツ目) 調査に要する予算が確保できた場合には、実現の可否及び当否を含め、技術的課題や費用対効果等を踏まえ、検討する予定です。
	(4ポツ目) 電子認証を付した一覧図の写しを電子的に交付することとした場合、その提出先となる各種機関においても、付与された電子署名の検証等が確実にできる体制・環境をあらかじめ整える必要があります。したがって、御提案の内容については、各種機関の体制・環境の整備状況や需要等を踏まえ、慎重に検討する必要があります。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

公共班関連

番号: 8

受付日	所管省庁への検討要請日	令和6年1月23日	回答取りまとめ日	令和6年2月16日
-----	-------------	-----------	----------	-----------

提案事項	公的個人認証サービスによる死亡の事実・死亡日情報のデータ連携の実現
具体的内容	公的個人認証サービスを利用する民間事業者は、顧客の死亡により署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書が失効状態となった場合、プラットフォーム事業者経由で電子証明書の失効状態及び失効理由を地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に確認することができるが、「死亡又は海外転出」という失効理由の把握までしかできないため、確定的な死亡事実の把握ができない。このため、電子証明書の失効時に顧客の同意に基づいてJ-LISから提供される特定署名用電子証明書記録情報(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第18条第3項)の中に、死亡の事実及び死亡日が含まれるようにしていただきたい。
提案理由	<p>現行の公的個人認証サービスの仕組みでは、民間事業者は顧客の死亡疑義(死亡又は海外転出)を把握することしかできず、確定的に死亡の事実を把握することができない。このため、民間事業者が公的個人認証サービスを用いて顧客の死亡疑義情報を取得した場合でも、遺族に対して改めて死亡事実の有無について確認を行う必要がある。</p> <p>とりわけ生命保険会社では、現在、公的個人認証サービスを通じて年金保険の被保険者の生存情報(死亡疑義が無いこと)を能動的に捕捉することで、被保険者の住民票等の公的書類を受領することなく生存確認を行い、年金等の支払手続きを簡略化・自動化するといった取組みを行っている。しかし、現行の仕組みでは、生命保険会社は顧客の死亡疑義情報を取得した場合、被保険者の現況確認を行い、被保険者が死亡しておらず海外転出していた場合には、年金を支払う必要がある。</p> <p>加えて、公的個人認証サービスでは死亡日情報を取得することができない。年金保険における残余年金支払期間の未払年金の支払いに関し、生命保険会社は被保険者の死亡日が、年金支払日より前であることを確認する必要があるため、生命保険会社は遺族に対して被保険者の死亡が確認できる書類(戸籍抄本、住民票等)の提出を求めている。</p> <p>公的個人認証サービスにおいて、死亡の事実及び死亡日情報のデータ連携が実現されれば、生命保険会社が被保険者の生存情報及び死亡情報を確定的に把握することができ、生命保険会社は住民票等の公的書類を受領することなく、年金・残余年金支払期間の未払年金の支払事由該当の確認ができるため、年金等の支払手続きを一層簡略化・自動化することが可能となる。</p>
提案主体	一般社団法人生命保険協会

	所管省庁	デジタル庁総務省
制度の現状	<p>死亡の事実及び死亡日は、署名用電子証明書はもちろん、そもそも認証業務情報(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第44条第1項)にも含まれていないことから、提案をそのまま実現することは困難です。</p> <p>一方で、公的個人認証サービスを活用した死亡の事実等の把握については、本年5月から、海外転出が「affiliationChanged」の失効理由でなくなり、失効理由のほとんどが死亡となるため、これを積極的に活用したいと考えています。</p>	
該当法令等	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第18条第3項、第44条第1項	
対応の分類	その他	
対応の概要	制度の現状欄に記載のとおりです。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

公共班関連

番号:9

受付日	所管省庁への検討要請日	令和6年1月23日	回答取りまとめ日	令和6年2月16日
-----	-------------	-----------	----------	-----------

提案事項	水道給排水工事申請書類の様式を統一してほしい
具体的内容	宮城県で水道設備会社に勤務しています。 新築等給排水工事の役所への申請書類様式を各自治体で統一してほしい。 私が住んでいる地域では、各自治体で申請書類の様式が異なります。 また、ある町はホームページからダウンロード可のところもあれば、未だ厚紙指定や、複写式の指定用紙であったり、申請書類をそろえることにかかり時間がかかり、工事以外の部分での負担が大きいです。 同じ県内でも地域によっては広域で同じ様式を使用している自治体もあるようです。水道工事業者が減る中、工事以外の負担を減らすためにも各自治体の申請様式を統一するよう助言していただき、改善してほしいです。
提案理由	上記と重複しますが、長年申請書類を作成していますが、各自治体の申請様式が異なるので、確認作業やプリンター印刷等に手間がかかり、仕事の効率が良くないことに気づきました。各自治体同じ様式に統一されれば、申請に係る負担が減り、工事に割ける時間も増え、働き方改革になると思います。 同じような内容を申請するのに、なぜ各自治体書類様式が異なるのか理解できません。ライフラインでもある水道工事にかかわる現状を把握していただき、ぜひ書類の統一をご検討していただくよう、よろしくお願いたします。
提案主体	個人

	所管省庁	厚生労働省国土交通省
制度の現状	<p>【厚生労働省】 指定給水装置工事事業者が行う給水工事の手続については、水道法施行規則第12条の3第2号ホに規定される『供給規程』に掲げる項目「給水装置の設置又は変更の手続」が該当します。『供給規程』は各水道事業者にて定めることとなっており、地域性や地方公共団体の他の公共土木工事との整合性等を考慮していると認識しております。</p> <p>【国土交通省】 排水設備指定工事店が行う排水設備工事の手続については、下水道事業を運営している各地方公共団体において、条例に基づき定めており、地域性や地方公共団体の他の公共土木工事との整合性等を考慮していると認識しております。</p>	
該当法令等	なし	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	<p>【厚生労働省】 給水装置工事の申請手続等については、水道事業を運営している地方公共団体等の条例等に基づくものと承知しておりますが、指定給水装置工事事業者の負担軽減の観点から、地方公共団体のご意見も踏まえつつ、必要な対応を検討してまいります。</p> <p>【国土交通省】 排水設備工事の申請手続き等については、下水道事業を運営している地方公共団体等の条例等に基づくものと承知しておりますが、排水設備指定工事店の負担軽減の観点から、地方公共団体のご意見も踏まえつつ、必要な対応を検討してまいります。</p>	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

公共班関連

番号: 10

受付日	所管省庁への検討要請日	令和6年2月20日	回答取りまとめ日	令和6年3月15日
-----	-------------	-----------	----------	-----------

提案事項	商業登記でも死亡者情報を取得し、代表者死亡を職権登記する。取締役会設置会社は5年で解散に〔一／三〕
具体的内容	商業登記は、法人の申請か裁判所の囑託によってされる。／したがって、不動産の表示登記のような、登記官が積極的に職権登記する仕組みはない。／他方、商業登記には原則2週間以内の申請義務があり、申請されない場合は12年で職権解散される。／この制度が導入された当初はカザバる紙の登記簿を整理するためとしていたのに、コンピュータ化された現在では、実体を伴わない法人格が犯罪等に悪用されないためとする。／しかし、法人格の悪用リスクは登記申請の有無とは無関係で、形式的審査権しか有しない登記官はそのリスクを判断できない。／まして、取締役会非設置会社の最長任期を基準とした12年という期間は手作業で紙の登記簿を抽出し→
提案理由	→ていた制度を漫然と続けているに過ぎず、登記された機関設計に応じ任期を基準とするべきではないか？／最長任期2年の取締役会設置会社を行政が10年間も放置しておいて、悪用リスク云々は矛盾している。／登記申請されない会社の株主リストなんて意味ねえじゃん。／取締役会設置会社は5年で職権解散とすべきである。／そして、不動産登記の死亡者情報取得制度を商業登記にも導入し、代表取締役が死亡した場合は職権で登記をすることで、代表者が不在であることを積極的に公示すべきである。／現在の制度の不都合である理由は、次の通り。／壹. 毎日出勤するとは限らない役員が死亡して2週間以内に登記申請しろというのは、会社が知り得ない事実に基づく義務を課しているため矛盾している。／貳. 後任者の選任が必要な、唯一の取締役が死亡した場合、招集に2週間以上かかる株主総会の決議を要するのに2週間以内に登記申請させるのは矛盾である。／国民に履行不可能な、罰則付きの義務を課するという制度設計が問われるべきである。／また、代表者がいないから申請できないのではなく、代表者がいないことを公示する必要がある。／参. 取引の安全と円滑を目的とする商業登記において会社の自己申告でしか登記しないのは会社に不利益な事実が公示されないインセンティブが生じる。／四. 死亡については過料を課さない運用をすることも、それを除外事由として制度化していない会社法は行政に与えるべきでない権限を付与して、国民に無用な不安を与えている。／国民に義務を課す前に、行政が取引の安全と円滑という法律の目的を実現できるよう、役員の死亡登記を自動化する仕組みを作るべきである。
提案主体	商業登記ゲンロン

	所管省庁	法務省
制度の現状	<p>会社法第915条第1項において、登記した事項に変更が生じたときは、2週間以内に、その本店の所在地において、変更の登記をしなければならないこととされており、同法第472条第1項において、休眠会社(株式会社であって、当該株式会社に関する登記が最後にあった日から12年を経過したもの)は、法務大臣が休眠会社に対し2箇月以内に法務省令で定めるところによりその本店の所在地を管轄する登記所に事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を官報に公告した場合において、その届出をしないときは、その2箇月の期間の満了の時に、解散したものとみなされます。</p> <p>また、解散したものとみなされる休眠会社に係る解散の登記については、商業登記法第72条において、登記官が、職権でしなければならないこととされています。</p>	
該当法令等	会社法第332条第2項、472条第1項、915条第1項 商業登記法第72条	
対応の分類	対応不可	
対応の概要	<p>前段の御提案の件については、死亡者情報取得制度を創設することの必要性やシステム改修に係る費用対効果等を勘案しつつ慎重な検討が必要と考えます。</p> <p>また、後段の御提案の件について、公開会社でない株式会社(監査等委員会設置会社及び指名等委員会設置会社を除く。)については、取締役設置会社であっても、会社法第332条第2項の規定により、取締役の任期を選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで伸長することも可能であることから、取締役会設置会社であることをもって、5年で職権解散とすることはできません。</p>	

区分(案)	◎
-------	---